⑵　当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が作成した監査報告書等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号。以下「監査証明府令」という。）第三条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書であつて、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が提出した財務計算に関する書類に係るものをいう。）に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容 (i)　監査証明府令第四条第三項第二号に規定する除外事項を付した限定付適正意見及び同条第四項第三号イ若しくはロに掲げる事項又は同条第三項第三号に規定する不適正意見及び同条第四項第四号に規定する理由 (ii)　監査証明府令第四条第十四項第二号に規定する除外事項を付した限定付意見又は同項第三号に規定する中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見 (iii)　監査証明府令第四条第十九項第二号に規定する除外事項を付した限定付結論又は同項第三号に規定する否定的結論 (iv)　監査証明府令第四条第二十一項に規定する意見又は結論の表明をしない旨及びその理由 ［(3)～(6)　略］ ［十～十九　略］ ［3～11　略］	⑵　［同上］ (i)　監査証明府令第四条第六項第二号に規定する除外事項を付した限定付適正意見又は同項第三号に規定する不適正意見 (ii)　監査証明府令第四条第十一項第二号に規定する除外事項を付した限定付意見又は同項第三号に規定する中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見 (iii)　監査証明府令第四条第十六項第二号に規定する除外事項を付した限定付結論又は同項第三号に規定する否定的結論 (iv)　監査証明府令第四条第十八項に規定する意見又は結論の表明をしない旨及びその理由 ［(3)～(6)　同上］ ［十～十九　同上］ ［3～11　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（以下この条において「新監査証明府令」という。）第四条第一項第一号ニ、第五項及び第八項（第九号に限る。）から第十項までの規定は、平成三十三年三月三十一日以後に終了する連結会計年度及び事業年度（以下この条において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表、財務諸表及び財務書類（以下この条において「連結財務諸表等」という。）の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。ただし、平成三十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、これらの規定を適用することができる。

2　新監査証明府令第四条第一項第一号（ニを除く。）、第三項、第四項、第六項から第八項（第九号を除く。）まで及び第一号様式の規定は、平成三十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。

3　前二項の規定にかかわらず、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び次条第二項において「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第一条の二に規定する指定国際会計基準特定会社又は米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（同項において「米国式連結財務諸表」という。）を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社の平成三十一年十二月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、新監査証明府令の規定を適用することができる。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（次項において「新開示府令」という。）第十九条第二項第九号の四ハ⑵の規定は、平成三十二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務計算に関する書類（金融商品取引法第百九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この条において同じ。）の異動（同号に規定する異動をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る財務計算に関する書類の監査証明を行う監査公認会計士等をいう。以下この条において同じ。）の異動については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第一条の二に規定する指定国際会計基準特定会社又は米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社の平成三十一年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務計算に関する書類の監査証明を行う監査公認会計士等の異動については、新開示府令の規定を適用することができる。